

令和 3 年 4 月 30 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03089

研究課題名(和文)「治安」の視点から見た近代日本の植民地統治・帝国統治

研究課題名(英文)Colonial and imperial rule of modern Japan from the perspective of "security"

研究代表者

荻野 富士夫(Ogino, Fujio)

小樽商科大学・その他部局等・客員研究員

研究者番号：30152408

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):「大東亜新秩序」=「大東亜共栄圏」構築のために、日本の植民地統治・帝国統治の保守・防護・膨脹を強権的に担ったのが「大東亜治安体制」であった。明治維新以来の統治体制を一貫して保守・防護し、十五年戦争下においては戦争遂行の障害とみなした社会運動から民衆の言動までを抑圧統制し、総力戦に動員した「治安体制」は国内のみで完結するものではなかった。

近代日本の植民地統治・帝国統治にとって不可避であった抵抗や不服従をまず軍力で鎮圧し、ついで主に警察・司法・教育などによって抑圧・一掃したこと、つまり広義の「治安体制」の整備が植民地統治・帝国統治を遂行するうえで大きな役割をもった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

治安維持法の悪法性について広く認識はあるものの、それが朝鮮・台湾という植民地で、「満洲国」というかいらい国家で、さらに中国や東南アジア地域における軍政下でも施行・運用され、反日・抗日運動の弾圧に猛威を振ったことは十分に知られていない。治安維持法を基軸に、その運用主体として警察および憲兵と司法の機構と態勢が整備された。それは日本の十五年戦争の遂行に不可欠であった。「大東亜共栄圏」と一対のものとして「大東亜治安体制」の実態の解明がなされねばならない。

戦後の東アジアを治安の観点から見れば、日本だけでなく韓国、台湾においても強権的な治安体制が敷かれ、民主化を阻んでいたことも視野に入る。

研究成果の概要(英文): In order to build the "Greater East Asian New Order" = "Greater East Asia Co-Prosperity Area", it was the "Greater East Asia Security System" that was responsible for the maintenance, protection, and expansion of Japanese colonial and imperial governance. A "security system" that consistently maintains and protects the governing system since the Meiji Restoration, suppresses and controls social movements that were regarded as obstacles to the execution of the war under the 15-year war, and the words and actions of the people, and mobilized them into total war. Was not completed only in Japan.

The resistance and disobedience that were inevitable for colonial and imperial rule in modern Japan were first suppressed by military force, and then suppressed and wiped out mainly by police, justice, education, etc., that is, the "security system" in a broad sense. Maintenance played a major role in carrying out colonial and imperial rule.

研究分野：日本近現代史

キーワード：大東亜治安体制 大東亜共栄圏 治安維持法 朝鮮の治安維持法 満洲国治安維持法 特高警察 思想  
検察 思想憲兵

### 1. 研究開始当初の背景

先行研究として、治安維持法の論究、植民地朝鮮を中心とする警察・憲兵体制の考察、新聞・出版法制についての検討などがあるが、それらを総合して、「治安」の視点から近代日本の植民地統治・帝国統治のあり方を考察するという視点・発想の研究はこれまで皆無だった。

かつて治安政策・意志にも触れつつ、1930年代後半からの総力戦下における「治安体制」の見取り図を考えてみたことがある。そこでは、治安維持法と特高警察・思想検察などを主翼群、それらを補完する治安諸法令・情報統制・経済統制・「教学錬成」などを副翼群と位置づけ、日本国内にとどまらず、植民地・傀儡国家・占領地においても構築され、「東亜新秩序」・「大東亜共栄圏」構想を保障・下支えしようとするものであったと結論づけた(荻野富士夫「総力戦下の治安体制」『アジア・太平洋戦争史』第二巻、2005年12月)。また、関東憲兵隊や「満洲国」司法部官僚の戦犯供述書を通して、「満洲国」の治安体制について論じた(岡部牧夫・吉田裕・荻野編『中国侵略の証言者たち』、岩波新書、2010)ことも、「大東亜治安体制」という仮説的な構想の一部をなすものである。

### 2. 研究の目的

「大東亜共栄圏」と表裏一体のものとして「大東亜治安体制」があったことを検証するために、三つの課題がある。第一は、日本国内・植民地および占領地において、絶大な威力を誇った「軍・憲兵の治安機能」を、どのように組み込むかということである。

第二は、1930年代後半以降の中国や東南アジア占領地域における帝国統治の「治安体制」について、十分な実証をとげることである。

第三は、仮説「大東亜治安体制」の理論的裏付けである。これまでは軍政下の民族運動・独立運動の抑圧と取締にあたり、軍・憲兵の治安機能が威力を発揮したのち、国内の内務官僚・司法官僚などが出向し、占領地域の「治安体制」を急速整備するという理解にとどまっていたが、それが特に日本の帝国統治にとって、どのような意義付けをすべきなのか、私自身は自覚的でなかった。

本課題で明らかにすることは、十五年戦争以前の植民地統治における各「治安体制」の構築を前史に、「東亜新秩序」から「大東亜新秩序」への膨張のなかで、憲兵・警察・司法を基軸とする「治安体制」の形成・運用過程を追跡することである。その際、国内および植民地の「治安体制」では特高警察・思想検察・思想憲兵などが相互に協調・競合しつつ、最終的に戦争遂行体制の構築に突き進み、それぞれが官僚群としての優秀性を示して全体として「治安体制」をつくりあげた。一方、「大東亜治安体制」の場合、軍を背景とする憲兵が主導権を握ったと考えられる。

こうした主題の解明は同時に、「近現代日本治安体制」とは何であったのかを考えることを導く。近現代日本・アジアを「治安」の観点から逆照射することは、「人権」や「自由」・「平等」・「平和」のあり方を考えることにつながる。

### 3. 研究の方法

当初、4年間の研究期間の前半2年間では日中戦争期の汪兆銘政権などのかいらい国家

における、いわば日本製の「治安体制」、アジア太平洋戦争期の東南アジアにおける軍政下の日本製「治安体制」の実態を、機構・法制・運用の方面から明らかにし、後半の2年間はこれまでの研究成果を集大成し、「治安」の視点から見た近代日本の植民地統治・帝国統治の解明に努めるつもりでいたが、実際には修正を余儀なくされた。

それは第一に、憲兵を個別の主題に設定することになったためである。この主題は『日本憲兵史』としてまとめたが、国内においては1920年代以降の「思想憲兵」としての機能に、十五年戦争下でのかいらい国家・軍政下では「思想憲兵」に加えて「野戦憲兵」としての機能を発揮したという実態の解明に努めた。

第二に、2019年後半から朝鮮における治安維持法の運用の実態を個別の主題にすえたとき、韓国でこれに直接関連する膨大な資料が整理・公開されていることに遅まきながら気づいたことである。コロナ禍のために2020年の韓国・国家記録院や高麗大学などでの資料調査は断念せざるをえなかったが、それらの関係資料の多くがネット上でデジタル史料として閲覧が可能になっているほか、さらにいくつかの史料集も刊行されている。後半2年間はこれらの史料の探究と収集に多くの時間と労力を割くことになったが、幸いにそれらは『朝鮮の治安維持法』などとして刊行のめどが立ったところである。

そのために本課題としてまだ多くの課題が残ることになったが、今後さらに取り組んでいきたい。

#### 4. 研究成果

本課題の直接的な成果としては、今後の刊行予定であるが、次の2冊がある。  
『朝鮮の治安維持法 運用の通史』 六花出版 2021年12月刊行予定  
『朝鮮の治安維持法の「現場」 治安維持法事件はどのように裁かれたか』  
六花出版 2022年5月刊行予定

また、本課題に関連して刊行できた著作として、次の4冊がある。

『日本憲兵史 思想憲兵と野戦憲兵』 小樽商科大学出版会 2018年3月

『よみがえる戦時体制 治安体制の歴史と現在』 集英社新書 2018年6月

『治安体制の現代史と小林多喜二』 本の泉社、2019年10月

増補新装版『特高警察体制史』 明誠書林 2020年6月

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 荻野富士夫	4. 巻 38
2. 論文標題 ゾルゲ事件はどのように裁かれたか 治安維持法の適用と国防保安法による死刑判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 治安維持法と現代	6. 最初と最後の頁 39、41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野富士夫	4. 巻 136
2. 論文標題 「暴力行為等処罰に関する法律」考 「騙し打ちの悪法」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人文研究（小樽商科大学）	6. 最初と最後の頁 15,39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 荻野 富士夫	4. 発行年 2019年
2. 出版社 本の泉社	5. 総ページ数 232
3. 書名 治安体制の現代史と小林多喜二	

1. 著者名 荻野富士夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 集英社	5. 総ページ数 270
3. 書名 よみがえる戦時体制 治安体制の歴史と現在	

1. 著者名 荻野富士夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 403
3. 書名 日本憲兵史	

1. 著者名 荻野富士夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 集英社	5. 総ページ数 250
3. 書名 よみがえる戦時体制 治安体制の歴史と現在 6月刊行予定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------